

選挙管理委員会事務局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

選挙管理委員会事務局の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (5) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

横須賀市長選挙の選挙啓発用懸垂幕掲出業務委託について、契約規則の

規定により請書等に代えて契約の履行に必要な要件を記載した見積書をもって事務処理を行っていた。当該見積書によると、業務内容は掲出期間終了後の懸垂幕撤去を含むものとされており、実際の検査検収は適正に行われていたものの、支出命令書に記載された検査検収日が懸垂幕の掲出期間終了日よりも前の日付となっていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(選挙管理課)